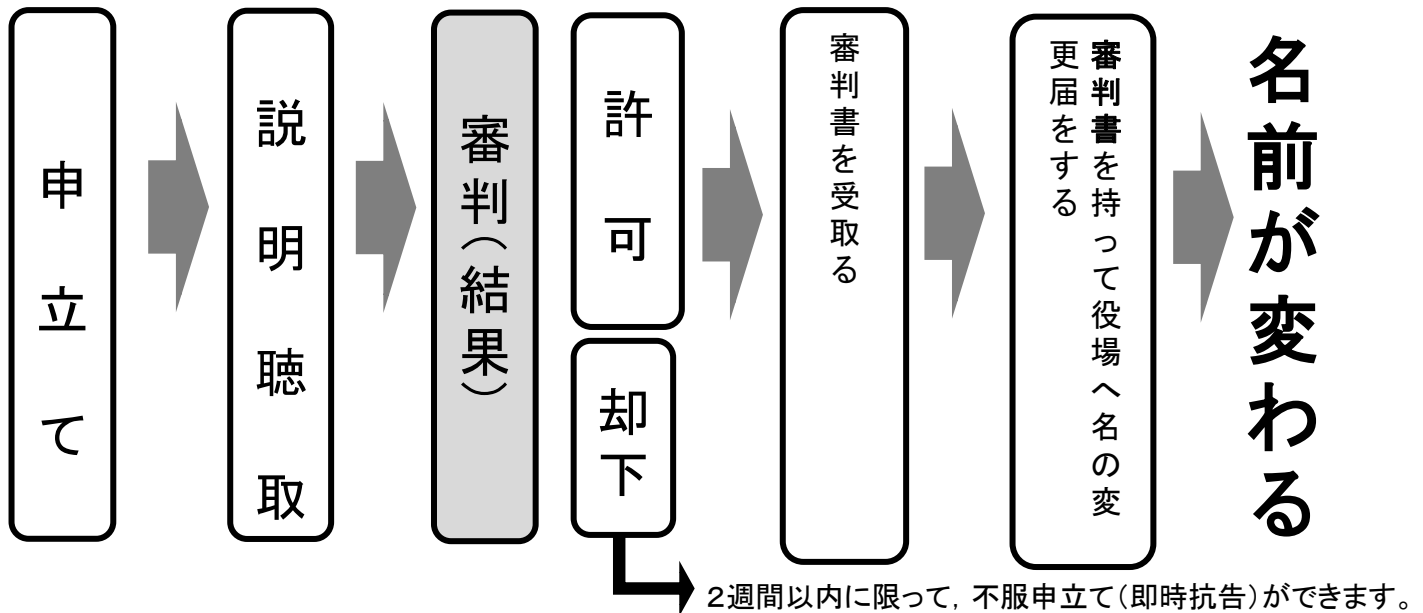


手続の名称	名 の 変 更 許 可
手続の概要	正当な事由により、戸籍上の氏名のうち、名を変更する手続
申立人	名の変更をしようとする者(15歳未満のときは、その法定代理人)
申立先の家庭裁判所	申立人の住所地
申立費用	収入印紙…800円 郵便切手…500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×2枚
申立書以外の添付書類	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②名の変更の申立ての理由を証明する資料 ※永年使用の場合は、以前から使用していることが分かるもの(郵便物など)のコピー

↓ 手続の流れ ↓



〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5
高知家庭裁判所 家事部 審判係 088-822-0441